

所得税の確定申告と市・県民税の申告受付がはじまります



受付期間 / 2月16日(木)～3月15日(水)

正しい申告と納税は私たちの義務であり、社会のルールです。

自分の所得と税額を正しく計算し、期限までに申告、納税を済ませましょう。

申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。

申告受付会場	場 所	平日の開設日 (2/16～3/15)	日曜日の開設日
下呂会場	市役所下呂庁舎 (1階ロビー)	月・火・水・木・金曜日	(5会場とも) 2月26日(日)
萩原会場	市役所萩原庁舎 (選挙管理委員会室)		
金山会場	金山振興事務所 (1階ロビー)		
小坂会場	小坂振興事務所 (1階相談室)	月・水・金曜日 ※2月16日は受付	
馬瀬会場	馬瀬振興事務所 (1階)	火・木曜日	

※受付時間は、平日・日曜日ともに9:00～12:00、13:00～16:00です。

※高山税務署による申告受付は、高山市民文化会館で2月16日～3月15日の平日、9:00～16:00です。

申告が必要な人

●所得税の確定申告●

- 年金受給者で、各控除を受けようとする人
- サラリーマンで次のいずれかに該当する人
 - ・給与収入が2千万円を超える人
 - ・給与所得と退職所得以外の各所得の合計額が20万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与を受けている人
 - ・社会保険料、扶養、医療費控除などの各控除を追加変更しようとする人
- 営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人、土地や建物を譲渡した人などで平成28年中の合計所得金額が、基礎控除などの所得控除の合計額より多い人など

※公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。(ただし、市・県民税の申告は必要です)

●市・県民税の申告●

平成29年1月1日現在、下呂市内在住で次のいずれかに該当する人

- 営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人
 - 事業主から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(日雇い、パートなどの人は、事業主に確認してください)
 - 配当、譲渡(株、土地、建物)などの収入がある人
 - 次に該当する人は、収入がなくても申告をお願いします。
 - ・国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者とその世帯主の人(申告がない場合は、保険税などの軽減が受けられません)
 - ・税務証明書(所得証明書など)が必要な人
- ※平成28年分所得税の確定申告を行う人は、市県民税の申告は不要です。また、勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人は申告不要です。



ご自宅のパソコンから、インターネットで確定申告できます。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告に必要なものの準備はお済みですか？

●印鑑

(シャチハタ製のスタンプ式印鑑などは不可)

●申告書

(税務署、市から届いている人は、それを使用してください)

●収入を証明する書類

- ・平成28年中に支払いを受けた公的年金や給与すべての源泉徴収票(原本)
- ・平成28年中に支払いを受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書
- ・事業所得や不動産所得の収支内訳書
※収入や居住用財産を譲渡した場合は、事前に税務署または市役所税務課へお問い合わせください。

●マイナンバーカードなど

今回の申告からマイナンバーの記載が必要となりました。次のいずれかが必要です。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)
 - ②通知カードと、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証などのうちいずれか1つ
 - ③個人番号が記載された住民票の写しと、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証などのうちいずれか1つ
- ※扶養控除対象となる人のマイナンバーも必要です。

●控除を証明する書類

(書類がない場合は控除できません)

- ・生命保険料(一般用・個人年金用・介護医療用)の控除証明書
- ・地震保険料などの控除証明書
- ・国民年金保険料の控除証明書
- ・寄附金の受領証明書
- ・医療費の領収書
※医療費の領収書は、受診者、医療機関ごとに領収日順にまとめ、合計金額が分かるようにしてください。事前にまとめていない場合は、受付できません。
- ・その他控除を受けるために必要なもの

●その他

- ・税金の還付を受ける人は、本人名義の口座番号が分かるもの



青色申告に関する相談および申告書の作成は、市役所で行っていません。

申告相談などは、税務署へお問い合わせいただくか、「税務署職員・税理士による申告相談」をご利用ください。

相談会・説明会のご案内

高山税務署職員による出張相談 税理士による無料税務相談

日時：2月22日(水)、23日(木)
9:30～12:00、13:00～16:00
場所：市役所下呂庁舎1階ロビー

大変混みあうことが予想されます。営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人は、青色決算書または収支内訳書をあらかじめ作成しておいてください。また、必要書類など忘れ物のないよう事前にご確認の上お越しください。

住宅取得控除説明会

日時：2月6日(月)
10:00～12:00、13:00～16:00
場所：下呂総合庁舎5階(萩原町羽根)

平成28年中に住宅などを取得された人で、一定の要件を満たしている場合は、税額控除が受けられます。市役所税務課(☎24-2222)までお問い合わせください。

問合せ先

◆所得税の確定申告に関することは
高山税務署 8:30～17:00 ☎0577-32-1020
(電話は自動音声により案内されます)

◆市・県民税の申告に関することは
市役所税務課8:30～17:15 ☎24-2222 [内線139]

申告と納付の期限を守りましょう

- ▶所得税 3月15日(水)
- ▶贈与税 3月15日(水)
- ▶消費税 3月31日(金)

※贈与税の申告相談などの問い合わせは、税務署へ

